

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	千葉県	執行機関名 旭市長
3. 市区町村名	旭市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.asahi.lg.jp/	

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成17年旭市条例第70号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年旭市条例第30号)別表第1 第2の項 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成17年旭市条例第70号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成17年旭市条例第70号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>母子家庭の母</u> 及び児童、 <u>父子家庭の父</u> (母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)及び児童並びに父母のない児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成17年旭市条例第70号)